

杉並区基本構想審議会

第2部会データブック【環境】

1 温暖化防止への取組

- ① 再生可能エネルギーの普及率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 杉並区内の既築住宅等の省エネ基準適合状況・・・・・・・・・・ 1
- ③ 震災救援所への太陽光発電機器・蓄電池の設置状況・・・・・・・・ 2
- ④ 自然環境体験活動実施団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ⑤ 杉並区内の雨水浸透マス、雨水浸透舗装、雨水タンクの普及状況・・・ 2

2 循環型社会を目指す取組（ごみ収集や資源回収等の推移）

- ① ふれあい収集世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ② 集積所の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ③ 可燃ごみの組成調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ④ 不燃ごみの組成調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ⑤ ごみに含まれる資源物の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ⑥ 未利用食品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

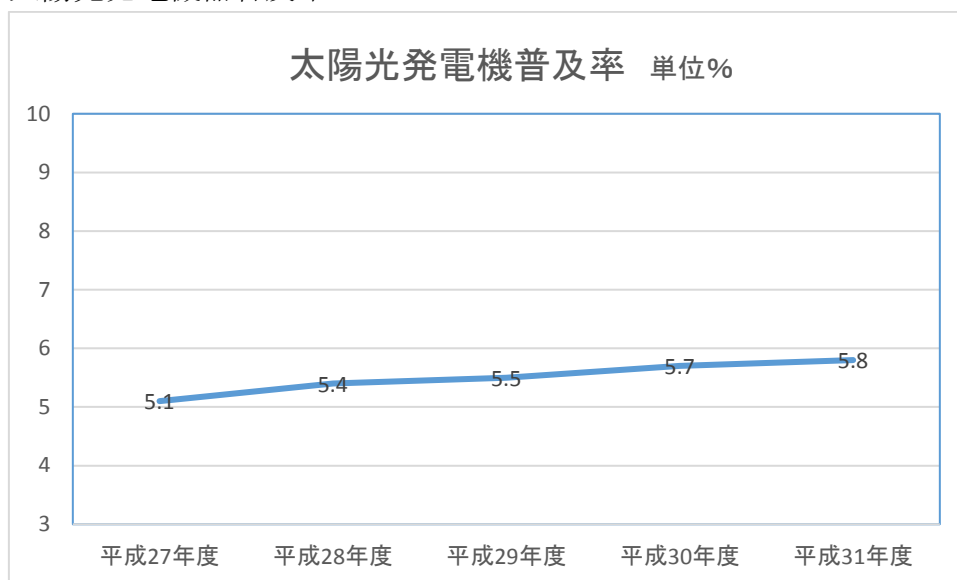
3 自然環境の保全及び生活環境確保の取組等

- ① 屋敷林の保全状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ② 杉並区内の緑地率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ③ 外来生物駆除等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ④ 杉並区内の河川の水質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ⑤ 杉並区内の井戸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

1 温暖化防止への取組

① 再生可能エネルギーの普及率

太陽光発電機器普及率



※普及率＝太陽光発電機器設置数（推計値）÷ 区内戸建て住宅棟数

② 建築物の省エネ基準適合状況について

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出件数

	29年度	30年度	元年度	2年度 (R2年10月時点)
住宅	100	110	80	63
非住宅	56	54	32	22

※住宅（戸建、集合住宅）および非住宅（学校、病院等）で、延べ床面積が300㎡以上の新築・増築は届出の義務がある。さらに2,000㎡以上の非住宅は、基準適合が義務である。

イ 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築認定件数

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度 (R2年11月時点)
2	20	22	44	32	40	112	159	87

※住宅（戸建、集合住宅）で法に定める基準に適合したものが認定される。

③ 震災救援所への太陽光発電機器・蓄電池の設置

平成27年度～29年度の3か年で震災救援所（区立小中学校等）**36か所**に設置した。今後も改築等の機会を捉えて設置を進めていく予定（区立小・中学校全65校）。

※太陽光発電でつくった電気は、体育館と職員室に設置している災害時用コンセント、体育館の災害時用LEDスポットライト、職員室のLED照明に給電するとともに、蓄電池に蓄えます。

④ 自然環境体験活動実施団体（令和2年10月末現在）

区内で子どもの自然体験活動を行っている	7団体
区内で、都市産業を含めて一次産業を学ぶ活動を行っている	4団体
区内で都市産業を含めて一次産業を体験する活動を行っている	3団体
地方に出向き、一次産業を学ぶ活動を行っている	5団体
地方に出向き、一次産業を体験する活動を行っている	3団体

※重複あり

⑤ 杉並区内の雨水浸透マス、雨水浸透舗装、雨水タンクの普及状況

【雨水浸透マスの設置状況】（令和2年4月1日現在）

ア 公道及び公園内	イ 公共施設内	ウ 民間施設内
6,668基	9,414基	63,196基

※雨水マス全体数は不明

【雨水浸透舗装】

	平成30年度	令和元年度	累計
雨水浸透舗装整備面積	5,089㎡	5,233㎡	516,176㎡

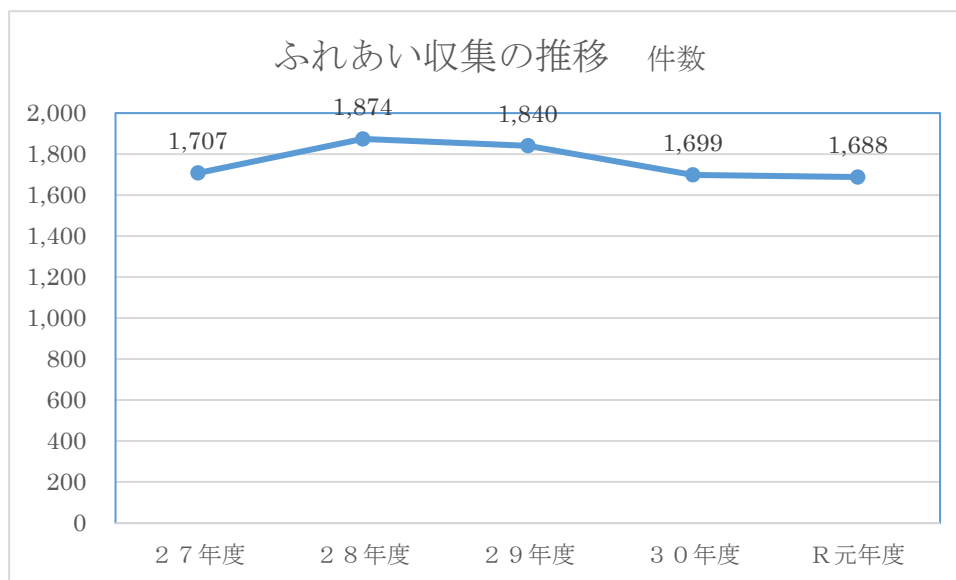
【雨水タンクの設置状況】

令和2年10月19日現在 **15基**（区からの助成事業を利用した件数）

※令和2年度より、経費の一部を助成する事業を開始

2 循環型社会を目指す取組（ごみ収集や資源回収等の推移）

① ふれあい収集世帯数の推移

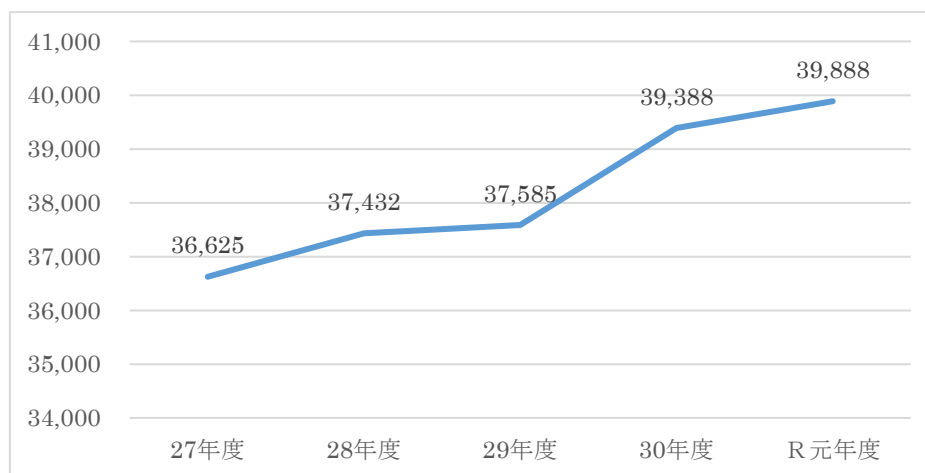


※件数は、各年度末現在である。

※ふれあい収集

ごみを集積所に出すことが困難な高齢者や障害のある方のみの世帯には、職員が個別に玄関先まで訪問して、可燃ごみ、不燃ごみ、資源の収集や、家屋の中から粗大ごみの運び出しを行っている。

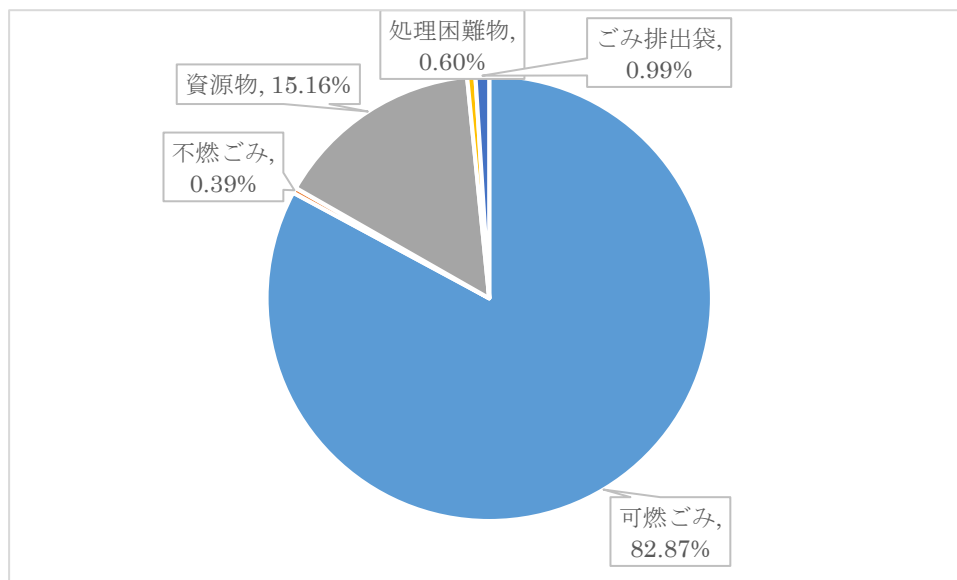
② 集積所数の推移



※件数は、各年度末現在である。

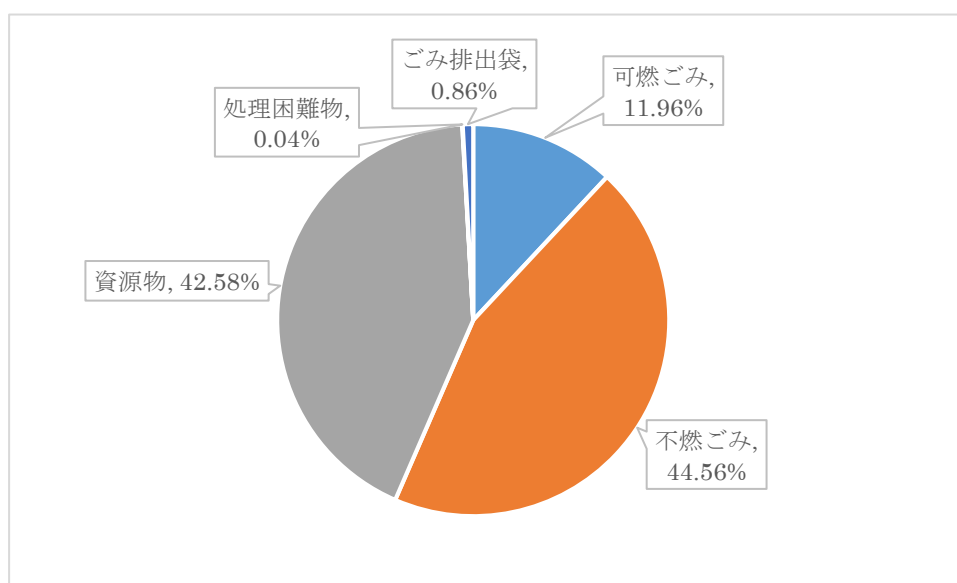
③ 可燃ごみの組成調査

可燃ごみの次に多いのが資源物で 15.16% となっている。資源物の中で、最も多いのが紙類の約 12% で、次いでプラスチック製容器包装が約 3% を占める。



③ 不燃ごみの組成調査

不燃ごみの次に多いのが資源物で 42.58% となっている。資源物の中で、最も多いのが小型家電の約 23%、次いで金属製品が約 10% を占める。



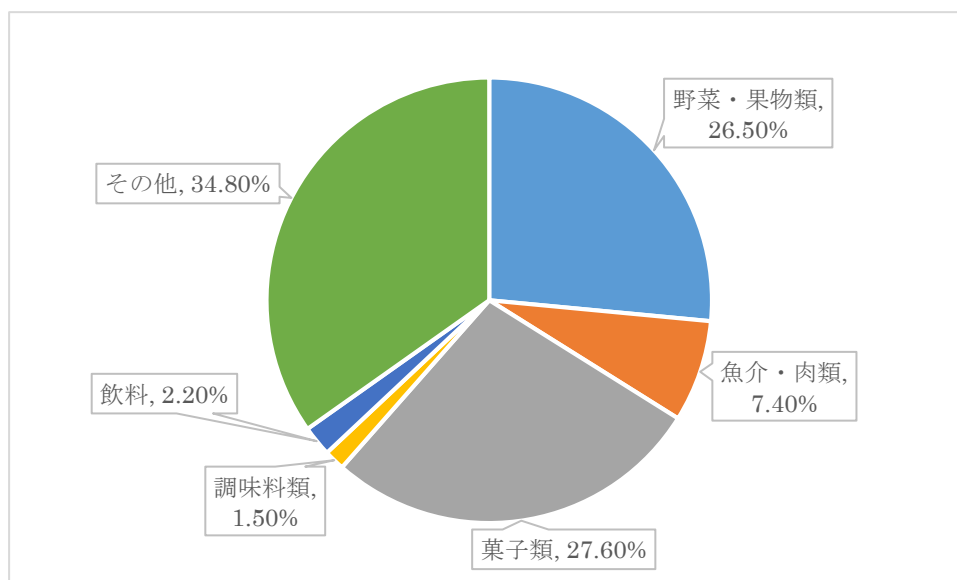
⑤ ごみに含まれる資源物の内訳

古紙	新聞、雑紙（ちらし、パンフレットなど）、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装など
ペットボトル	
プラスチック	プラスチック製容器包装
びん	
缶	
小型家電(15品目)	携帯電話、デジタルカメラ、ヘアドライヤーなど
金属製品など	

(令和元年度 家庭ごみ排出状況調査ほか)

⑥ 未利用食品

ごみとして排出された食べ残しについて、食べ残された部分がおおむね 10% 以上残っているものを調査した。生ごみ全量に占める未利用食品の割合は、全体では 10.3% だった。



3 自然環境の保全及び生活環境確保の取組等

① 屋敷林の保全状況

【民有地保護指定実績】

年度	保護樹木		保護樹林		保護生けがき		貴重木	
	件数	数値	件数	数値	件数	数値	件数	数値
27	469 件	1,585 本	112 件	421,788.25 m ²	156 件	6,251.10m	29 件	48 本
28	452 件	1,560 本	109 件	411,119.25 m ²	154 件	6,218.60m	38 件	59 本
29	440 件	1,541 本	103 件	406,697.98 m ²	152 件	6,048.30m	39 件	59 本
30	427 件	1,491 本	102 件	353,899.01 m ²	152 件	6,072.80m	40 件	59 本
R元	415 件	1,463 本	98 件	345,510.26 m ²	147 件	5819.00m	40 件	59 本

※みどりの条例に基づき、保護樹木、保護樹林、保護生けがき等の保護指定を行い、維持管理経費の一部助成などを実施。

※令和2年度杉並区環境白書資料編

② 杉並区内の緑地率及び分布図

緑地とは、都市計画公園や都市公園、児童遊園、市民緑地(いこいの森)、生産緑地地区、河川区域、区民農園、保護樹林、社寺境内地、大学、病院などの緑地をいう。【 緑地率 (%) = (緑地面積 ÷ 区面積) × 100 】



※ゾーン別緑地率 平成29年度杉並区みどりの実態調査報告書

③ 外来生物駆除等

【ハクビシン・アライグマ・タヌキに関する相談対応実績】

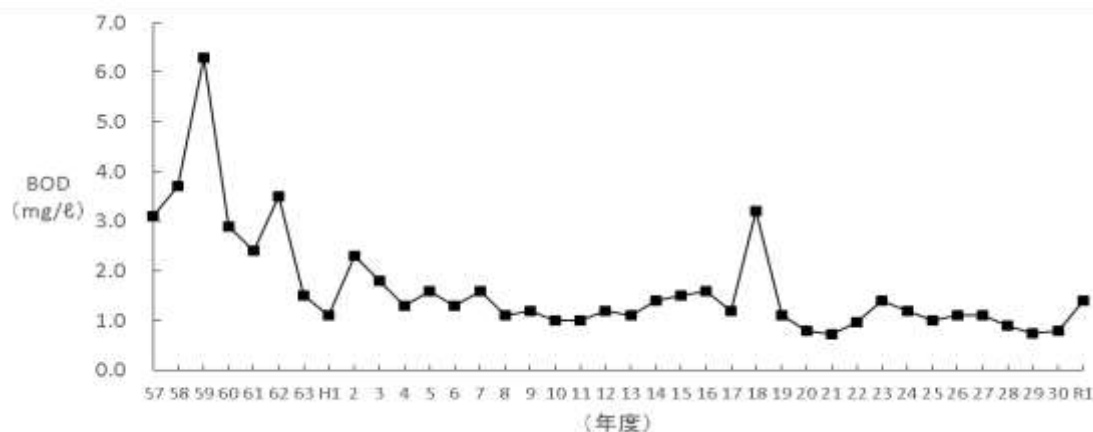
		27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
電話等による相談件数		343	266	309	378	394
捕獲頭数	ハクビシン	45	41	36	42	57
	アライグマ	0	3	2	2	2
	タヌキ	12	12	11	9	11
	計	57	56	49	53	70

※令和2年度杉並区環境白書資料編

④ 杉並区内の河川の水質

【水質】

神田川－乙女橋でのBODの経年変化



BOD：生物化学的酸素要求量…水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するために、好気性微生物が必要とする酸素の量。この数値が高いほど川は汚れていることになる。魚の生育環境には5mg/l以下が望ましく、悪臭発生限界は10mg/lであるといわれている。(令和2年度環境白書資料編)

⑤ 杉並区内の井戸

震災時生活用水井戸	防災兼農業用井戸	区有施設井戸	学校防災用井戸
367	21	31	66

※震災時生活用水井戸と防災兼農業用井戸の件数は重複がある。

※震災時生活用水井戸、区有施設井戸、学校防災用井戸は令和2年10月末現在

